

名古屋都市計画地区計画の変更(北名古屋市決定)

都市計画中之郷地区計画を次のように変更する。

名称		中之郷地区計画
位置		北名古屋市中之郷天神及び池田の各一部
面積		約4.3ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は市の西部に位置し、国道22号線に近く、また、主要地方道春日井稲沢線に面しており、大部分農地であり今後建築物が集中して建築されることが予想される。このため、地区計画を策定し合理的な土地利用のもとに、周辺環境に配慮しながら工場と住宅が調和した市街地形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	地区全体としては、周辺環境に配慮しながら生産環境と居住環境が調和したまちづくりを進める。 主要地方道春日井稲沢線沿道に沿道サービス地区を配し、他の区域を工場と住宅が共存する住工協調地区とし、土地利用の明確化を図る。また、住環境を著しく阻害する施設は除外するものとする。 1. 沿道サービス地区は、幹線道路の沿道であり、主として沿道サービス施設を中心とした幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を図る。 2. 住工協調地区は、住環境に留意しつつ工場の立地を図っていく。
	地区施設の整備方針	当地は良好な区画道路が整備済であるので、既存道路等を有効に生かしながら、維持保存に努める。
	建築物等の整備の方針	工場と住宅を適正に配置しながら、住環境の悪化をもたらす工場、風俗営業等の用途の建築物の立地を制限し、沿道サービス機能の増進、住工の調和を図る。

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の細区分	細区分の名称	沿道サービス地区	住工協調地区
			細区分の面積	約1.7ha	約2.6ha
		建築物の用途の制限		建築物の用途については、次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅（延べ面積の2分の1以下を居住の用に供する併用住宅は除く。） 2. 共同住宅（1階部分を居住以外の用途に供するものは除く。） 3. 工場（建築基準法別表第二（ぬ）項第3号に規定する事業を営む工場をいう。） 4. ホテル又は旅館 5. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6. 劇場、演芸場又は観覧場	建築物の用途については、次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 工場（建築基準法別表第二（ぬ）項第3号に規定する事業を営む工場をいう。） 2. ホテル又は旅館 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 4. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 5. 劇場、演芸場又は観覧場

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由

建築基準法の一部改正に伴い、都市計画法第21条第1項に基づき変更するものである。